

「意思決定支援」に係る動向及び 取組について

令和6年度（2024年度）

熊本県障がい者自立支援協議会

「意思決定支援」に係る動向及び取組について

令和7年3月18日 熊本県 障がい者支援課

1

障害者の権利条約国連総括所見（2022.9月）

【法律の前にひとしく認められる権利】（第12条）

28.委員会以下を締結国に勧告する。

(a)意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規
定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認めら
れる権利を保障するために民法を改正すること。

(b)必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、
意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置
すること。

2

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方（その 1）

「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」

①障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援充実

- ・ 障害者の入所施設や病院からの地域移行
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の推進、G Hにおける一人暮らし等の希望の実現
- ・ 障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応
- ・ 障害者が希望する生活を実現
- ・ 相談支援について質の向上や提供体制の整備
- ・ 障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進
- ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

3

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方（その 2）

「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」

② 医療と福祉の連携の推進

- ・ 診療報酬、介護報酬が同時改定である機会をとらえ、
- ・ 医療機関と相談支援の連携について、さらなる促進
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制の充実
- ・ 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

4

●意思決定支援の推進

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記する。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

5

第41回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」議事録

野澤和弘アドバイザー（毎日新聞客員編集委員）

「意思決定支援を全員に義務づける。それを指定基準に入れるとありましたね。これをやらないと指定基準に違反するということ、行政処分の対象になるということですか？」

服部障害福祉課長補佐（厚労省）

「そういうことになりますね。今後、意思決定支援に基づいて、本人の地域移行への意思の確認、さらには本人が入所しながらもほかのサービスを利用したいということに関しても、その本人の希望に応じたサービス提供に関して、新たにしっかりと本人の意向を踏まえたサービス提供をしなければならないということを入れておりますので、これが実施できなければ指定基準違反になるということになります。」

6

令和6年度 障害福祉サービスの報酬・基準に係る見直しの内容(その2)

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算

【新設】緊急時受入加算 100単位/月

7

令和6年度 障害福祉サービスの報酬・基準に係る見直しの内容(その3)

- 以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

① 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。

② 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること。

【新設】地域移行等意向確認体制未整備減算 5単位/日 (施設入所支援)

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充

【新設】地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日 (施設入所支援)

8

令和6年度 障害福祉サービスの報酬・基準に係る見直しの内容(その4)

●医療等の多機関連携のための加算の見直し

【拡充】入院時情報連携加算（Ⅰ）200単位/月 → 300単位/月

入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に訪問して提供した場合（計画相談）

【拡充】退院・退所加算 200単位/月 → 300単位/月

退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や、退院・退所カンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合（計画相談）

9

令和6年度 障害福祉サービスの報酬・基準に係る見直しの内容(その5)

●医療的ケア児の成人期の意向にも対応した医療的ケアの体制の充実

【新設】喀痰吸引等実施加算 30単位/日

認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合（生活介護）

【新設】入浴支援加算 80単位/日

医療的ケアが必要な者等へ入浴支援を提供した場合（生活介護）

【新設】医療型短期入所受入前支援加算 1,000単位/日（1回を限度）

医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅に訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合（短期入所）

10

令和6年度 熊本県サービス管理責任者等及び相談支援事業者 専門コース別研修
【意思決定支援（標準編）】カリキュラム

日程	科目	獲得目標	内容	時間数
令和6年 10月1日（火）	1 意思決定支援の必要性			
	意思決定支援の必要性（講義及び演習）	意思決定支援について、具体的な事例の検討を通じて、その必要性を理解する。	・好事例の検討 ・課題事例の検討	60分
	2 意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドライン（講義）			
	意思決定支援とは（講義）	意思決定支援における定義や基本的考え方を理解する。	・支援付き意思決定と代理代行決定の枠組みと基本的姿勢 ・エンパワメント型支援とレスキュー型支援	60分
	意思決定支援ガイドラインの構造（講義）	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを理解する。	・意思決定支援ガイドラインの概要 ・他の意思決定支援ガイドラインとの関係性	30分
	3 意思決定支援ガイドラインの実践（講義又は演習）			
	意思決定に向けた支援プロセス①（演習）	意思決定支援を実践する際のプロセス及びその留意点を理解する。	・意思決定支援会議の実践に向けた働き掛け ・選好や価値観を発見・収集するための本人面談 ・意思決定支援会議の実践	120分
	意思決定に向けた支援プロセス②（講義又は演習）	意思決定支援の実践における支援付き意思決定から代理代行決定への移行場面について理解する。	・意思決定能力アセスメント ・意思と選好に基づく最善の解釈（意思推定） ・最善の利益に基づく代理代行決定 ・支援付き意思決定の限界と代理代行決定の限界	30分
	意思決定支援上の情報収集と記録化（演習）	意思決定を支援するための情報収集及び記録化の必要性及びその技術を理解する。	・意思決定支援ツールを活用したロールプレイ等	60分
合計				6時間

令和6年度 熊本県サービス管理責任者等及び相談支援事業者 専門コース別研修
【意思決定支援（応用編）】カリキュラム

日程	科目	予定時間（分）		形式	内容
令和7年 1月15日（水）	1 意思決定支援について	9:30～10:00	30	講義	・意思決定支援の必要性 ・標準編からのレビュー ・虐待防止⇄権利擁護⇄意思決定支援
	2 広域相談支援専門員の役割と連携	10:00～10:30	30	講義	・広域相談支援専門員の役割 ・障がいのある人への差別や虐待に関する相談に応じる中での課題や取り組み ・意思決定支援から虐待防止を考える
	休憩	10:30～10:45	15		
	3 意思決定支援の見立て～パネルディスカッションその①～	10:45～12:45	120	演習	・児童分野、障害者分野、相談支援分野それぞれの業務・立場からの発表（課題と感じている阻害要因やジレンマ等について） ・グループワーク
	休憩	12:45～13:45	60		
	4 意思決定支援への手立て～パネルディスカッションその②～	13:45～15:45	120	演習	・児童分野、障害者分野、相談支援分野それぞれの業務・立場からの発表（工夫していること等について） ・グループワーク
	休憩	15:45～16:00	15		
	5 意思決定支援を現場に	16:00～17:00	60	演習	・阻害要因を考える ・仲間を作る力 ・アクションプランの作成 ・事業所内での虐待防止研修に反映するには（マンネリ化の防止）
合計		6時間			12